

滋賀県下水道審議会運営要領(改訂案)

(目的)

第1条 本要領は、~~滋賀県琵琶湖流域下水道条例(昭和57年滋賀県条例第18号以下「条例」という。)~~第16条第10項~~滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例(平成30年滋賀県条例第43号以下「条例」という。)~~第22条第10項および~~滋賀県琵琶湖流域下水道条例施行規則(以下「規則」という。)~~第21条~~滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例施行規則(平成30年滋賀県規則第61号以下「規則」という。)~~第22条の規定に基づき、滋賀県下水道審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会の開催)

第2条 審議会の開催は、次の各号に該当する場合に開催するものとする。

- 一 定例会議は原則として年1回開催し、基本施策やこれに関わる計画等の進行管理ならびに部会活動報告について審議する。
- 二 知事が必要と認める事項に関わる調査審議を行うとき
- 三 その他、会長が必要と認めるとき

(部会の設置、廃止)

第3条 滋賀県下水道審議会会長(以下「会長」という。)は、条例および規則の定めるところにより部会を設置または廃止するときは、審議会に諮るものとする。ただし、あらかじめ廃止の期日を定めた部会を廃止するときはこの限りではない。

(部会の開催)

第4条 知事または会長は、必要と認めるとき、部会長に招集を請求できるものとする。

(議事の公開)

第5条 会議は、原則として公開とするが、詳細は別途定める「滋賀県下水道審議会における会議の公開方針」によるものとする。なお、公開する場合であっても、会長は、議事の主宰に妨害を加えるなど、議事の進行を妨げる行為をした傍聴者については、当該傍聴者を退去させることができる。

(会議資料の公開)

第6条 会議資料は、原則として会議において公開する。ただし、特段の理由があると会長が認めたときは、会議資料の全部又は一部を公開しないことができる。

(議事録の公表)

第7条 会議の議事録は公開とする。ただし、特段の理由があると会長が認めた場合は、理由を明示し、議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 8 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。